

令和3年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年3月19日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第5号	飛騨市公契約条例について
第3	議案第6号	飛騨市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
第4	議案第7号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第5	議案第8号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案第9号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第10号	飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第8	議案第11号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第12号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第10	議案第13号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第14号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案第15号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案第16号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案第17号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案第18号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第16	議案第19号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第17	議案第20号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第18	議案第27号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第19	議案第28号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第21	議案第21号	裁判上の和解について
第22	議案第22号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第23	議案第23号	飛騨市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第24	議案第24号	飛騨市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案第25号	飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案第26号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第27	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第28	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド)
第29	議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第30	議案第33号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第31	議案第34号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設)
第32	議案第35号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第33	議案第36号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第34	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市まんがサミットハウス、飛騨市宮川温泉おんり〜湯、飛騨市アゴラ広場、飛騨市カフェテリア白木ヶ峰)
第35	議案第38号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)
第36	議案第39号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第37	議案第40号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場、飛騨市流葉自然休養園)
第38	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第39	議案第53号	令和3年度飛騨市一般会計予算
第40	議案第54号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第41	議案第55号	令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第56号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計予算
第43	議案第57号	令和3年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第44	議案第58号	令和3年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第45	議案第59号	令和3年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第46	議案第60号	令和3年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第47	議案第61号	令和3年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第48	議案第62号	令和3年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第49	議案第63号	令和3年度飛騨市情報施設特別会計予算
第50	議案第64号	令和3年度飛騨市給食費特別会計予算
第51	議案第65号	令和3年度飛騨市水道事業会計予算
第52	議案第66号	令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第53	議案第68号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第54	報告第1号	損害賠償の額の決定について
第55		総務常任委員会調査報告について
第56		産業常任委員会調査報告について
第57		議会改革特別委員会調査報告について
第58		公共施設の総合管理調査特別委員会調査報告について
第59	発議第1号	飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について

令和3年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

令和3年3月19日 午後1時30分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第1		議長の辞職の件について		
追加第2		議長の選挙		
追加第3		副議長の選挙		

令和3年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

令和3年3月19日

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第4		常任委員の選任		
追加第5		議会運営委員会委員の選任		
追加第6	発議第2号	広報広聴特別委員会設置に関する決議		
追加第7		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙		
追加第8	議案第69号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて		
追加第9		各種委員の選任		

令和3年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

令和3年3月19日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第10	発議第3号	議員定数等特別委員会設置に関する決議
追加第11		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)
追加第12		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)
追加第13		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 号 飛驒市公契約条例について
- 日程第 3 議案第 6 号 飛驒市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 7 号 飛驒市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8 号 飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 飛驒市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 飛驒市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11 号 飛驒市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 飛驒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 飛驒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 飛驒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 17 号 飛驒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 18 号 飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 19 号 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 20 号 飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 27 号 指定管理者の指定について（飛驒市種蔵山里の暮らし体験施設）
- 日程第 19 議案第 28 号 指定管理者の指定について（飛驒市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））
- 日程第 20 議案第 29 号 指定管理者の指定について（飛驒かわいスキー場）
- 日程第 21 議案第 21 号 裁判上の和解について
- 日程第 22 議案第 22 号 飛驒市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 23 号 飛驒市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 24 号 飛驒市林道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 25 号 飛驒市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 26 号 飛驒市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 30 号 指定管理者の指定について（飛驒市奥飛驒山之村牧場）
- 日程第 28 議案第 31 号 指定管理者の指定について（飛驒市数河グラウンド）
- 日程第 29 議案第 32 号 指定管理者の指定について（飛驒市古川ふれあい広場施設）
- 日程第 30 議案第 33 号 指定管理者の指定について（なかんじょ川関連）
- 日程第 31 議案第 34 号 指定管理者の指定について（飛驒市河合森林総合利用施設）

日程第 3 2	議案第 3 5 号	指定管理者の指定について（飛騨市アスク山王）
日程第 3 3	議案第 3 6 号	指定管理者の指定について（飛騨市やまびこ学園）
日程第 3 4	議案第 3 7 号	指定管理者の指定について（飛騨市まんがサミットハウス、飛騨市宮川温泉おんり～湯、飛騨市アゴラ広場、飛騨市カフェテリア白木ケ峰）
日程第 3 5	議案第 3 8 号	指定管理者の指定について（飛騨市ふるさと山荘ナチュラルみやがわ）
日程第 3 6	議案第 3 9 号	指定管理者の指定について（山之村キャンプ場）
日程第 3 7	議案第 4 0 号	指定管理者の指定について（飛騨市流葉交流広場、飛騨市流葉自然休養園）
日程第 3 8	議案第 4 1 号	指定管理者の指定について（飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館）
日程第 3 9	議案第 5 3 号	令和 3 年度飛騨市一般会計予算
日程第 4 0	議案第 5 4 号	令和 3 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第 4 1	議案第 5 5 号	令和 3 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 2	議案第 5 6 号	令和 3 年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第 4 3	議案第 5 7 号	令和 3 年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第 4 4	議案第 5 8 号	令和 3 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第 4 5	議案第 5 9 号	令和 3 年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第 4 6	議案第 6 0 号	令和 3 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第 4 7	議案第 6 1 号	令和 3 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第 4 8	議案第 6 2 号	令和 3 年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第 4 9	議案第 6 3 号	令和 3 年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第 5 0	議案第 6 4 号	令和 3 年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第 5 1	議案第 6 5 号	令和 3 年度飛騨市水道事業会計予算
日程第 5 2	議案第 6 6 号	令和 3 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第 5 3	議案第 6 8 号	令和 3 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 5 4	報告第 1 号	損害賠償の額の決定について
日程第 5 5		総務常任委員会調査報告について
日程第 5 6		産業常任委員会調査報告について
日程第 5 7		議会改革特別委員会調査報告について
日程第 5 8		公共施設の総合管理調査特別委員会調査報告について
日程第 5 9	発議第 1 号	飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について
追加第 1		議長の辞職の件について
追加第 2		議長の選挙
追加第 3		副議長の選挙
追加第 4		常任委員の選任
追加第 5		議会運営委員会委員の選任
追加第 6	発議第 2 号	広報広聴特別委員会設置に関する決議

- 追加第 7 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
- 追加第 8 議案第 69号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 9 各種委員の選任
- 追加第 10 発議第 3号 議員定数等特別委員会設置に関する決議
- 追加第 11 閉会中の継続調査の申し出について（総務常任委員会）
- 追加第 12 閉会中の継続調査の申し出について（産業常任委員会）
- 追加第 13 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	湯之下	明宏
教育長	沖畑	康子
総務部長	泉原	利匡
基盤整備部長	青木	孝則

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野村	賢一
書記	赤谷	真依子

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第5号 飛騨市公契約条例について
から

日程第20 議案第29号 指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第5号、飛騨市公契約条例についてから日程第20、議案第29号、指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）までの19案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら19案件につきましては、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

住田総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第5号から議案第20号まで及び議案第27号から議案第29号までの合計19案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る、3月12日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第5号について申し上げます。本案は、市が行う公契約が、道路や水道等のインフラ整備や、除雪業務等の請負者として地域経済の基礎となっている事業者の事業継続性を確保し、市と事業者が一体となって公契約の適正な履行、労働環境の確保等に取り組み、地域経済の循環及び活性化を図るための条例です。

質疑では、これは以前より要望されていた条例であるが、令和3年度に制定するには

何か特別な理由があるのかという質問があり、もっと早く制定したかったが、今回、市独自の部分も盛り込んで、しっかり議論できたので提案するものであるとの答弁がありました。また、市はこれから総合評価制度を取り入れるのかとの質問には、一部特定の事業については採用していることもあるが、この条例に伴って導入することはないとの答弁でした。

次に議案第6号について申し上げます。本案は、市民等の負担軽減と利便性向上を図ることを目的として、これまで申請・届出等の行政手続において必要としていた押印を廃止するため、関係条例について所要の改正を行うもので、該当する条例には、飛騨市固定資産評価審査委員会条例など5つの条例があります。

質疑では、印鑑が必要な手続きはあとどれくらいあるのかという質問があり、法令等で定めのあるものや契約書など本人確認を担保する必要があるものは廃止することができず、269の手続があるとの答弁がありました。

また、はんこ行政を見直し、電子決裁などで庁舎内をスマート化してはいかがとの質問には、書類の数と意思形成ルートのスリム化に取り組んでみたいとの答弁でした。

次に議案第7号について申し上げます。本案は、飛騨市私立大学設置応援基金及び飛騨市まち・ひと・しごと創生事業基金を設置するため改正を行うものです。

質疑では、両基金は全体でどれくらいの規模を考えているのかとの質問があり、寄附金をあてる基金のため根拠はないが、ひとまず、あわせて最大5億円としているとの答弁でした。

次に議案第8号について申し上げます。本案は、国民健康保険法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う改正で、地方税法の改正により、低未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得の金額から100万円を特別控除する規定が創設されたことに伴い、本条例においても長期譲渡所得に係る特別控除について反映させるためのものです。

質疑では、「低未利用土地」とはどんな土地かとの質問があり、都市計画区域内にある空き地であるとか一時的に利用されている資材置き場とか、そんなイメージであるとの答弁がありました。

次に議案第9号及び議案第10号について申し上げます。これらの案件は、不妊治療と不育症治療の、いずれも助成対象の見直しに伴う改正で、法律上の婚姻関係になくても助成の対象とするものです。

質疑では、適用日が令和3年1月1日であるが、さかのぼって対象となるのかとの質問があり、遡及して適用するという答弁でした。

次に議案第11号について申し上げます。本案は、個人番号カードによるオンライン資格確認が令和3年3月から運用開始されることに伴い、保険医療機関等で医療に関する給付を受ける際の資格確認について改正するものです。

質疑は、ありませんでした。

次に議案第12号について申し上げます。本案は、飛騨市こどものこころクリニックにおける保険適用外の対応について、心理検査所見など新たに4点の手数料を設けるものです。

質疑では、このような料金を設定したのは財政上の理由によるものかとの質問がありましたが、料金を設定したのは、保険医療機関が行う枠を超えた部分であり、本来特別会計の診療所の会計では行うべきでない行政サービスを今まで入れていたので、保険医療と行政サービスを明確に分け、市外の方が利用する行政サービスに料金を設定したとの答弁がありました。

次に議案第13号について申し上げます。本案は、第8期介護保険計画策定及び介護保険法施行規則の改正に伴う改正で、介護保険料額について、第7期を引き継いで同様の額とすることや平成30年度税制改正の影響により介護保険料額が増加することのないよう所要の改正を行うものです。

質疑では、基準額に変更はあるのかという質問があり、基準額は変わらないとの答弁でした。

次に議案第14号から議案第17号について申し上げます。これらは、いずれも介護保険法施行規則及び国の基準省令の改正に伴う改正のため、一括して審査を行いました。議案第14号から議案第17号は、議案名に示されるそれぞれの介護サービス事業において、介護人材の確保・介護現場の業務効率化及び負担の軽減、業務継続に向けた取り組み強化、高齢者の人権擁護・虐待の防止などが盛り込まれたことによる改正です。

質疑では、施設をチェックする評価委員会のような機関を市独自でつくるのかという質問があり、市は6年に1回は実地指導というかたちで行っているという答弁がありました。

次に議案第18号について申し上げます。本案は、市内のスポーツ施設について、市民のニーズに合わせ有効利用するため、水泳プール以外の施設を無休とするものです。

質疑はありませんでした。

次に議案第19号について申し上げます。本案は、河合町の稲越運動広場のテニスコートをゲートボール場へと拡張整備したことに伴い、使用料等の改正を行うものです。

質疑では、ゲートボールの利用者はどれくらいいるのかとの質問があり、人数は把握していないが、地元のゆみね会という団体が利用しているとの答弁がありました。

次に議案第20号について申し上げます。本案は、電気自動車に搭載されている電池の大容量化に伴い、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大するなど、国の省令が改正されたため、所要の改正を行うものです。

質疑では、この設備は今後家庭にも普及していくのかとの質問があり、現在は道の駅など3カ所に50キロワット以下のものがあるが、家庭には普及しないだろうとの答弁がありました。

次に議案第27号について申し上げます。本案は、種蔵山里の暮らし体験施設について、

指定管理者を指定するものです。

質疑では、指定管理期間に関する質問があり、市では、指定管理についてガイドラインを設けており、初めて指定管理に出す施設は3年、指定管理実績のある施設は5年としているとの答弁でした。したがって、本施設についても、初めて指定管理を受ける団体であっても、指定管理期間は5年とのことでした。

また、今までやってみえた方が手をあげなかったのは、何かやりにくい部分があるのかとの質問には、常駐していた社員が家庭の事情で異動され、マンパワーが不足したためだと聞いているとのことでした。

次に議案第28号について申し上げます。本案は、河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす）について、指定管理者を指定するものです。

質疑では、ずっと株式会社飛騨ゆいが引き受けているが、外から人を入れて新しい発想で新しい経営、運営をするなどの協議はなされていないのかとの質問がありましたが、観光施設から健康増進施設に転換されたので、市民目線での健康増進への取り組みを仕掛けていきたいという答弁や、株式会社飛騨ゆいでは、事業部の大きな見直しがあり、地域ごとから入浴などの事業ごとの事業部へ組み換えをされたこともあり、株式会社飛騨ゆいをベストな選択肢として一緒に向かっていきたいとの答弁がありました。

また、指定管理料の上限は、働く方々に配慮をしているのかという質問がありましたが、指定管理料は市が直営した場合の上限であり、利益が上がったときには働く方々の収入につながるとの答弁でした。

最後に議案第29号について申し上げます。本案は、飛騨かわいスキー場について、指定管理者を指定するものです。

質疑はありませんでした。

当委員会に付託されました、これら19案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。

議案第5号から議案第29号までの19案件については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第5号から議案第29号までの19案件について委員長の報告は可決であります。これら19案件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第5号から議案第29号までの19案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第21 議案第21号 裁判上の和解について
から

日程第38 議案第41号 指定管理者の指定について（飛騨市かわい歴史の里い
なか工芸館）

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして日程第21、議案第21号、裁判上の和解についてから日程第38、議案第41号、指定管理者の指定について（飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館）までの18案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら18案件につきましては、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは産業常任委員会に付託されました案件について報告します。

3月12日、午後1時より委員会室において審査を行いました。議案は、裁判の和解について1件。条例の一部改正が5件。指定管理者の指定が12件の計18件です。

最初に議案第21号、裁判上の和解について、申し上げます。本案件は、平成27年10月に発生した飛騨市クリーンセンター火災に関しての訴えについて和解することに議決を求めるものです。

委員からなぜ話し合いで解決できなかったのか、どう市民に説明するのかなどの質疑があり、話し合いをする根拠がないので、第三者の紛争解決の機関である司法の場で判断してもらうこととした。最大の目的は原因究明し、市民に説明できる根拠を求めることであるとの答弁がありました。その結果、司法の判断として、実質損害を双方半々でみることになった和解案だと捉えているとの答弁がありました。

採決により、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第22号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について、申し上げます。本案件は、道の駅アルプ飛騨古川内に建設予定のある上町農産物直売施設を産業振興施設として位置づけるための条例改正です。

農産物直売所は、現在、設計中でことし9月の着工を目指しているとのことでした。質疑では、施設がなくても施行日を早目に設定することについての問いに対し、早期に指定管理者の募集を行い、オープンに向けた準備、事前調整、協議を行いたいこともあり、公

の施設として位置づける必要があることから、今回お願いしたいとのことでした。また、4月に予定している指定管理者の公募についての質疑があり、現在、募集要項を作成中であるとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第23号、飛騨市土地改良事業分担金徴収条例、議案第24号、飛騨市林道事業分担金徴収条例、議案第25号、飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の3議案について申し上げます。本案件は、それぞれ分担金徴収率の改定等に伴う改正で、これまでの分担金徴収率を見直し、30パーセントの徴収率を15パーセントとすることや事業によっては分担金を徴収しないなど受益者負担を軽減する改正です。

質疑では、分担金の負担軽減により地区要望が増えないかとの問いに対し、優先順位をつけて対応するとの答弁でした。また、徴収率は県内の市の状況を聞き取り、他市の例を参考にしたとの答弁がありました。

いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

議案第26号、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について、申し上げます。本案件は、古川町気多公園の面積変更及びアルプ飛騨古川公園の廃止に伴う条例改正です。アルプ飛騨古川公園の廃止は、上町農産物直売施設の建設に伴い行うものです。

質疑では、廃止に伴い、新たに都市公園を設置する必要はないのかとの問いに対し、市全体で面積を算出するため必要ないとのことでした。また、公園にある遊具はどうするかとの問いに対し、破棄するか再利用するかはこれからの検討となるとの答弁でした。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

続いて、指定管理者の指定についてです。これらは指定管理期間満了に伴うもので、今回の指定期間は全施設、令和8年3月31日までの5年間で、平成30年度からの市のガイドラインにより指定期間を5年とするとのことでした。

まず、議案第30号、奥飛騨山之村牧場の指定管理者の指定について申し上げます。指定管理者は、山之村牧場株式会社です。

質疑では、収支計画に関しての問いに対し、令和3年度、令和4年度は、コロナの影響を見込んで収入を抑え気味にしているが、令和5年度からはコロナ以前の数字も加味し、20代の職員の2名の人件費を若干上げていく計画となっているとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

続いて、議案第31号、数河グラウンドの指定管理者の指定について申し上げます。指定管理者は、数河高原観光協会です。

質疑では、どのように考えて審査を行ったのかとの問いに対しては、類似した古川ふれ

あい広場、流葉グラウンドについても答弁が及びました。

まず、数河グラウンドとふれあい広場は、大会を主催する中核的な団体がコロナ前の状態に戻すべく、宿の手配について協議をしているとのことでした。

また、流葉グラウンドについては、基本的には各宿舎がコネクションのある学校などに声をかけるが、歳出を抑えて何とか今期の指定管理の期間内に、コロナが蔓延する前の状態まで戻したいとの提案であり、指定管理者からの申請を尊重したとの答弁でした。

さらに、波及効果についての問いがありました。施設の利用に伴う昼食代や市内の宿泊者数は、8月が突出して多く、市内宿泊業者に与える影響が非常に大きいとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第32号、古川ふれあい広場施設の指定管理者の指定について申し上げます。指定管理者は、株式会社飛騨ゆいです。

質疑では、収支計画で、5年間常勤職員の手当が変わらないことについての問いがあり、株式会社飛騨ゆいは、その施設の繁忙に応じて従業員を回しながら、地域の雇用を守り、その時期に必要な施設の管理、事業を確保している。うまいバランスの中で運営を行っている。全体の中で見るとこういう表し方での計画にしかなりえないと思っているとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第33号、なかんじょ川関連の指定管理者の指定から、議案第36号、飛騨市やまびこ学園の指定管理の指定までの4議案について申し上げます。指定管理者は、株式会社飛騨ゆいです。

いずれも質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第37号、まんがサミットハウス、宮川温泉おんり〜湯、アゴラ広場、カフェテリア白木ヶ峰の指定管理者の指定及び議案第38号、ふるさと山荘ナチュラルみやがわの指定管理者の指定の2議案について申し上げます。指定管理者は、株式会社飛騨ゆいです。

質疑では、株式会社飛騨ゆいが担当している他の施設についての問いがあり、すば〜ふる、ホテル季古里、かわいスキー場、ゆうわ〜くはうすの4施設があるとの答弁がありました。

また、温泉施設が多く、利用客が減る中、指定管理のスクラップ&ビルドを考えなくてはいけないのではとの問いに対しては、市民ニーズの高くない観光的位置づけの施設は、大きな修繕が発生したときには廃止を決断することもあり得るとの答弁でした。

また、株式会社飛騨ゆいが関わる複数の施設について審査の部局が異なっているが、目

ぞろえと予算配分についてはどういう考えているのかとの質問には、指定管理選定委員会委員長の副市長を中心に、同じ評価ができるよう心掛けている、予算については、管財課に指定管理係を置き、指定管理施設全般の修繕関係を移管したいとのことでした。

いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第39号、山之村キャンプ場の指定管理者の指定について申し上げます。指定管理者は、山之村観光株式会社です。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第40号、流葉交流広場、流葉自然休養園の指定管理者の指定について申し上げます。指定管理者は、流葉観光開発協同組合です。質疑では、収支計画の有料利用者見込み数の確認があり、最終年度の数字については、コロナ蔓延前までの状態に戻したい計画で提出をいただいたものとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

次に議案第41号、かわい歴史の里いなか工芸館の指定管理者の指定について申し上げます。指定管理者は、河合町手漉き和紙組合です。質疑では、ローズガーデンのように直営にして、利用客のあるときだけ委託するというかたちにはできないかとの質問がありましたが、河合村時代からのいきさつもあり、5年間はこれまでと同様に様子をみながら、少しずつ議論をして、この施設のあり方について考えていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

以上で産業常任委員会に付託されました審査の結果報告を終わります。

〔産業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。議案第21号から議案第41号までの18案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第21号から議案第41号までの18案件について委員長の報告は可決であります。これらの18案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第41号までの18案件につき

ましては委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第39 議案第53号 令和3年度飛騨市一般会計予算
から

日程第52 議案第66号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計

◎議長（葛谷寛徳）

次に日程第39、議案第53号、令和3年度飛騨市一般会計予算から日程第52、議案第66号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの14案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第53号、令和3年度飛騨市一般会計予算について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。最初に7番、住田議員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

議案第53号、令和3年度飛騨市一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。思い起こせば、令和2年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認され、その後日常が一変しました。人々の生活は、制限され、学校すら長期休暇となり、市の行事もことごとく中止や延期あるいはリモート開催という新たな手法も導入されました。また、緊急事態宣言が発出されるなど国をあげて新型コロナウイルス対策に取り組んできたところでもあります。市では、早急に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、その開催回数は、90回を超え、その都度、市民の困りごとや経済状況を把握され対策をとってこられました。そんな中、今回提案されました令和3年度予算については重点方針として、「コロナ対策で得た経験・知見を生かす。誰一人取り残されず大切にされる思いやりのあるまちの実現」を基本姿勢とし、飛騨市総合政策指針に掲げているまちの将来像、みんなが楽しく心豊かに暮らせるまちの実現に沿った予算編成となっています。総額186億円、前年度比5.1パーセント増であります。歳入では新型コロナウイルスの影響による市民税の減や固定資産税評価替えの影響で市税全体では、1.5億円の減少となっていますが、交付税や臨時財政対策債で減少分をカバーしてあります。

歳出では、アフターコロナを見据えた政策経費3.6億円。好調なふるさと納税寄附金

の実績を踏まえた2億円の増。公共施設への投資的経費3億円の増額が要因となっています。主要施策の一例を申し上げますと、市民の健康を守るため、引き続きコロナ対策に対応するほか、がん検診のWeb予約システム導入やコロナ禍で疲れた心に寄り添うべくこころの健康づくりの推進、また買い物弱者対策への支援、いきいき券の利用メニュー追加などが行われます。

また、近年カードローンの安易な利用で、多重債務に陥るケースが散見され、今回、多重債務者向けの特別融資制度も整備し、生活の再建を図ろうとしています。アフターコロナを見据えた経済対策では、コロナ対策本部で分析した厳しい状況にあるところを見極め、細かく支援することとし、テイクアウトやネット販売の活用にも支援がされています。従前の商工業活性化包括支援事業も拡充や継続が行われ、引き続き支援を行ってまいります。

観光では飛騨古川まつり会館を核としたまちなか観光の充実や観光バスの誘客促進などが図られています。

また、かねてから進めておりました広葉樹のまちづくりにおいては、森林環境譲与税を活用し、森林整備に活用するほか、広葉樹の新たな活用法に着目し、広葉樹を活用したモデル性の高い集合住宅の木工事の一部を補助するなど広葉樹活用のイメージアップを提言されています。

また、古川町朝開町にあります農産物直売施設の老朽化による道の駅アルプ飛騨古川への新築移転も工事が始まります。

昨年好評でしたリフォーム補助金は、ウイズコロナ時代における新しい生活様式への対応や市内業者の需要喚起を図りつつ、対象工事等を見直し、新たな住宅リフォーム補助へと移行されます。

また、公園整備も行われ、木造遊具の老朽化や腐食でささくれなどが目立っていた杉崎公園は、2カ年計画で遊具のリニューアルが行われ、神岡の坂巻公園も老朽化した街灯の更新や園路舗装が行われます。子どもたちの喜ぶ顔が早く見たいと思うところでもあります。

教育関係のICT教育の推進では、児童生徒へのタブレット端末整備が推進され、小学校3年生以上では、1人1台。1年生、2年生では、2人に1台が配備されます。それに伴い、ICT支援員を配置し、ICT教育をサポートする体制が整えられます。学校では、神岡小学校の大規模改修がおり込まれ、外壁・屋根・内装改修が2カ年かけて行われます。

また、市民の学び直し講座、飛騨市民カレッジでは、年間を通じた魅力的なカリキュラムで幅広い学びの場が提供されます。

このほか各振興事務所でも地域資源を活用した新たな地域づくりが計画されており、飛騨市全体での地域活性化が盛り込まれております。このように186億円の一般会計は市民の豊かな暮らしに結びつく施策が盛り込まれ、まさに皆が楽しく心豊かに暮らせるまちの実現に沿ったものであります。議会といたしましては、各政策が目的のとおり遂

行されるようしっかり見守ることとし、議案第53号、令和3年度飛騨市一般会計予算について賛成をいたすものであります。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

私は、令和3年度一般会計予算に賛成をして市民のみなさんにその理由を述べたいと思います。昨年来からの新型コロナウイルス感染症の蔓延。そして、自粛要請と飛騨市の皆さんも行政も未曾有の経験をしながらかつて迎えるようとしています。令和3年度の予算は、当初からコロナ感染症の影響が大きく反映していることが見てとれます。昨年の自粛要請で新年度の市税収入は、1億5,000万円の減収となっておりますけれども、普通交付税臨時財政対策債で減少を補い、また年度間のやりくりを調整する財政調整基金からは4億5,000万円繰り入れるなどで、前年度比5.1パーセント増の186億円と合併後5番目に大きな一般会計予算となりました。飛騨市の新年度の方針は、コロナ対策で得られた知見・経験をいかす。誰一人取り残されず大切にされる思いやりのあるまちであります。そのことが具体的にどう予算化されているか、私は慎重に審査をいたしました。一議員としては、タブレットで膨大な新年度予算全部に目をとおすのは初めてですから右往左往しながら、とにかく執行部の説明にしっかりと耳を傾け、帰宅しては、またタブレットを開き、メモをとり、予習復習を繰り返す。まるで受験生のような緊張感がありました。新年度予算の新規事業は、109事業。拡充または充実させる事業、これは、57事業ありました。職員間でやれる予算ゼロ円の新規事業や数万円規模の支援策もあり、中身は多くが市民の暮らしに寄り添ったきめ細やかな事業であることを確認いたしました。コロナ禍でたくさんのイベントなどが中止となり、行政も先行き不透明な困難さがあったかと思いますが、逆に市にとっては、腰を据えて周りを点検したらこんなに市民に身近な施策が見えてくるのだと。そして、それを目いっぱい盛り込んだ予算なのだろうと私は推察いたしました。

なお、こどものこころのクリニックの運営をふるさと納税の寄附頼みでなく、一般会計予算でしっかりと運営するように切り替えたことは重要な英断で、これを評価したいと思います。

また、国民健康保険料、介護保険料ともに前年度からの据え置きで、高齢者や生活困窮の市民の負担軽減にこたえる、こういう市の市政は、市民から歓迎されるでしょう。財政的には、市債残高が順調に減少しています。令和元年度に県内で一番高かったという実質公債費比率は、償還の据置期間返上で早々に返済するという努力をし、今後減少が見込まれることも確認できました。安定した財政のもと新年度がスタートするというわけです。

それにしても今は本当に不確実な時代です。環境的にも何が起こるかわかりません。市

民に寄り添った施策を充実させる一方で、大事なのは抑制を効かせた行政ではないでしょうか。新年度で予算全てに議会がもろてで賛成でないことは委員会審査の中で市長をはじめ職員の皆さんが個々に認識されているはずです。

例えば、農産物直売所など大きな投資となる事業は、とくに抑制的な議論が必要ですので、今後もそれを継続しながら市民にとって最良な方向を求めていきたいと思います。

以上で私の賛成討論といたします。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で討論を終結し、これより議案第53号から議案第66号までのこれら14案件について一括して採決を行います。

議案第53号から議案第66号までの14案件について委員長報告は可決であります。これら14案件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって議案第53号から議案第66号までの14案件について委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第53 議案第68号 令和3年度飛騨市一般会計予算（補正第1号）

◎議長（葛谷寛徳）

続いて日程第53、議案第68号、令和3年度飛騨市一般会計予算（補正第1号）を議題といたします。

本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第68号につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第68号について委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第54 報告第1号 損害賠償の額の決定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第54、報告第1号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

報告第1号についてご説明いたします。損害賠償の額の決定について。損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。発生日時場所です。令和3年1月10日、午後0時50分ごろ、飛騨市河合町稲越1776番地3付近、県道75号です。この県道除雪は、除雪の効率化を図るために県から市が業務を受託して実施をしているものでございます。事故の概要、市の除雪委託先作業員が市の貸与する除雪ドーザで走行車線と反対側の車線を走行し除雪をしていたところ、前方から走行してくる車両に気づくことが遅れたためブレーキが間に合わず、自車助手席側排土板と相手方車両助手席のドア付近が接触し、相手方車両を損傷させたものです。相手方につきましては、飛騨市在住の方です。相手方損害額は、25万367円。市の過失割合は、100パーセント。損害賠償額は同じく25万367円でございます。内訳につきましては、保険金全額でございます。専決年月日ですが、令和3年2月22日、専決第4号でございます。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、2件目についてご説明いたします。次ページお願いいたします。

事故の発生日時は、令和3年1月24日、午後6時10分ごろ。場所は、河合町羽根の飛騨市高齢者活動・生活支援促進機械施設駐車場。事故の概要ですが、職員が岐阜県知事選挙当日、投票所での事務を終え、飛騨市役所へ向かおうと公用車を後退させたところ、後方に駐車してあった相手方車両に気づかなかつたため、自車後部と相手方車両後部が接触し、相手方車両を損傷させたものです。相手の方は飛騨市在住の方。相手方損害額は、18万642円。過失割合は100パーセント。財源は全て保険金です。専決年月日は、令和3年3月15日、専決第5号。以上で説明を終わります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（高原邦子）

除雪車の事故のほうをお伺いいたします。これは、普通の乗用車でいうならば、逆走したということで捉えていいのかなと思うんですが。こういった除雪作業というのは、道路交通法というのは変わりはなく、要は逆走側に100パーセント、負わなきゃならないというそういうふうになっているのでしょうか。こういった道路上の作業で過失相殺とかいようなお互いの過失というのは認められないものなのでしょうか。

そして、これを機にですね、どのような対応を市としてはとられたのでしょうか。あわせてお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

まず最初に道路交通法といいますか、今の逆走の関係ですけれども、道路維持作業用自動車ということで、届出を行っておりますので、道路交通法上は維持作業ということで問題ございません。また、過失割合なんですが、こちらの100パーセントにつきましては、今の保険会社等で反対車線のほうも全然見えないところからむかってきているということで、その車線側でカーブ中で非常に見えにくい。もう雪の壁になって見えないところだったという中で、大型の除雪車が反対車線にいたわけですからそういうことで、100パーセントだというふうに判断されたものと思います。

いずれにしても市の除雪作業をしていただくわけですから委託の中でも十分に説明、指示等もしながら指導していきたいと思っております。

○12番（高原邦子）

それで、除雪ドーザのほうの損傷というのはどれくらいだったのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

除雪の雪にちょうど当たる排土板のところですので、こちらのほうの損傷は、ほとんどわかるようなものではないということです。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（前川文博）

2つ目のほうなんですけれども、職員が駐車していてバックしてぶつけたということなんですが、これ以前にも同じようなことがありまして、お客さんが乗っているワンボックス車がたしかバックしてぶつけたというのがありました。その後、ドライブレコーダーとかバックカメラとかを設置して、そういう安全対策をしていくという話があったはずだと思いますが、今その対策というのは、きちっとされているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回も後方がしっかり確認できずにバックしたということの事故のようでございますけれども、バックカメラというものにつきましては、順次やるということで、予算化をしながらやりたいということですが、この車両につきましては、建設車両で後ろにスペアのタイヤがついているというような車でございます、ちょっとそこまでの車にまでまだバックモニター等のつけるようなことになっていない状況でございます。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

大体、ここにあらってくるこの損害賠償の額の決定というのは、大体、市が過失割合100パーセントで賠償するわけですが、1つ目のにしても、2つ目のにしても、こういう内容を見ますとね、やはり不注意以外の何者でもないという感じがします。例えば、1つ目の市の除雪ドーザのこの件にしても、時間で言ったら午後0時50分。昼間ですよ。2つ目のでも、選挙のこういう1月ですけれど、午後6時ってそんな真っ暗な時間ではないはずですし。例えば自分の車だったら本当に注意をしながら自分の車は自分で保険かけていますから、用意周到に注意をしながら走行したり移動したりするはずだと思いますので、大体この公用車、あるいは市が貸与するようなことでの事故がほとんどですので、このあたりのその責任感といいますかね、委託した相手に対するきちんとした指導みたいなものも本当に大事なんではないかなと思います、ずっとこういう事故の賠償が途切れません。もちろん不可抗力で事故、逆に起こされるってこともありますからそのための保険でしょうからそれは大事なことですけれども。大体ここにあらってくるのってどちらかというと市側の運転している職員、あるいは委託先のこのようにこういう市側の委託しているところがどちらかというと加害者なものですから。こういうのがとても気になりますが、こういうことについての指導というのをやっぱりきちんとすべきではないかと思いますが、時々こういう話もこういうのがあらってくるたびにしますけれども、どれだけそういうことをきちんと指導力が高まっているのかなっていうのがちょっとわかりません。

こういう保険についての何て言うんですかね、公用車を運転する職員あるいは市のこういう除雪など市の車で委託してやる方々に対してのこういう事故並びにそういう過失についての処理というものについての、何て言うんですかね、責任感みたいなものは、きちんとお話をされて委託し、あるいは職員にもそういう行政指導をちゃんとやって公用車を運転してもらっているものなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

職員に対する注意喚起につきましては、市の総務課長のほうから市の安全運転管理者になっておりますけれども、毎月、毎週のようにメール等で注意喚起をしております。朝礼等でも部長を通じて話していただいたりというようなことでお願いしておりますし、年に一度の法令講習もみんなを受けてもらうようにとのことで注意喚起はしているところでございますが、やっぱり事故をしたものにつきましては、やっぱりそのときに注意を促すというような格好で進めているところでございます。

○12番（高原邦子）

公用車関係はわかりますが、職員の例えば自分の自家用車等とかで事故があった、事故が起きたりとか、またあと交通違反で反則金を切られたり、または罰金というか、そういった処分を受けることあると思うんですね。そういったことは飛騨市の場合、報告はしていますでしょうか。自治体によっては、きちんと反則まで報告するというところもあるんですけれど、そのへんは飛騨市はどうなっていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

市におきましても飛騨市職員による交通事故等の取り扱いに関する内規がございまして、スピード違反ですとか公用車、私用車にかかわらず、違反とか事故を起こした場合は、所属長を通じて報告するようになっております。

○12番（高原邦子）

個人的なことでなかなか難しいかもしれませんが、そういったとき、どのような指導というとおかしいですけど、過失とか人間いろんなことありますからね。どのようにその件数というのはそんなに多くないっていうふうに把握されていますか。毎年このぐらいいかなというような。それともない年もあったりとか、いろいろあると思うのですが。そのへんの件数はどのように把握されているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

件数につきましてはちょっと今しっかり数字を持っていませんが、2カ月に1度くらいあるかないかくらいの数やと思っておりますけれども。それぞれしっかり報告はいただいております。

◎議長（葛谷寛徳）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第1号を終わります。

◆日程第 5 5 総務常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

次に日程第 5 5、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、活動報告をさせていただきます。

今年度は新型コロナウイルス対策の中、活動が制限されるなど厳しい状況ではありましたが、総務常任委員会としての活動報告をさせていただきます。

まず 4 月、所管事務調査を行い、今年度の主要事業や課題について担当部より聞き取りを行いました。

それを踏まえ、7 月 3 日に管内視察として 6 カ所を訪問いたしました。

まず、小中学校のコロナ対策についてスライドにて説明を受けました。約 3 カ月におよぶ休校明けで、子どもたちのメンタル対応や消毒など学校内での対策について説明を受けました。感染対策のため、下校後に教職員がトイレ掃除を担当していることに負担増になっていないか心配の声がありました。

次に古川町宮川河畔にある消防防災ヘリポートを視察しました。こちらは、アスファルト舗装に整備されたものです。

次に新和光園を視察しました。RC 構造の 4 階建て、全室個室で、定員 5 0 名で新築供用されました。自立してみえる方と介護が必要な方が階ごとに分かれています。なお、旧和光園の利活用についても注視したいとの意見がありました。

次に神岡町の複合児童施設を視察しました。1 階は、障がいのある子たちを対象にした放課後デイサービスなかよしキッズ。2 階は児童発達支援事業所、神岡町ことばの教室が新築整備されました。専用の施設ができ、利用者にも好評であるとのことでした。

次に市民病院研修医住宅を視察しました。プロポーザル方式により、民間が建設し、市は家賃相当額を支払う契約です。家具家電つきの部屋は研修医に好評だということです。

最後に宮川町の池ヶ原湿原を視察しました。駐車場から木道までスムーズに移動できる整備を行い、訪問者も増えていますが、生態系とのバランスが今後の課題だということです。

これら所管事務調査や管内視察を終えた結果及び市民と議会との語る会にていただいた意見を集約する中で、市内の空き家対策・地域公民館の管理体制・学校における ICT 教育の推進と今後の展望について、さらに深く取り組みたいとの思いから 1 1 月 1 0 日に再度所管事務調査を行いました。

また、1 1 月 1 9 日には、ICT 教育の先進校である白川村の白川郷学園を視察しました。全児童生徒にタブレットが配布され、授業に活用することはもちろん、プレゼン資料なども独自に製作するなど活用されていました。白川郷学園は、コロナ禍におけるオンラ

イン授業も県下では先駆けて導入された学校で、今後、1人1台タブレットの配布・活用が始まる本市にとって大変参考となる視察でした。

以上を踏まえ、産業常任委員会とも調整し、12月24日、市への要望書として、空き家対策について・学校におけるICT教育の推進についての2点を提出させていただきました。そのほか条例案件、陳情審査等を審議いたしました。

以上、令和2年度総務常任委員会活動報告とさせていただきます。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第56 産業常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、日程第56、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。

産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔産業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは、令和2年度の産業常任委員会の活動報告をさせていただきます。令和2年4月23日に所管各部署の主要事業の説明と部署が抱える諸問題について所管事務調査を行い、その後、例年であれば5月に管内視察を行うのですが、コロナウイルス感染拡大で全国的に自粛が要請されていたので、しばらくの間開催できず、7月31日に遅れて開催しました。また、今回は視察というより説明を受けて意見交換会というかたちで神岡商工会議所、古川商工会、飛騨市観光協会、神岡振興事務所、農林部と行うこととしました。

飛騨市ビジネスサポートセンターの伊藤慎吾センター長よりこれまでの活動・実績報告を受け、会議所や商工会からも新型コロナウイルスの支援策等についての報告を受けました。昨年度は118件の相談があり、相談内容は経営や新事業展開の相談が多く、地区別では古川地区が多かったようです。それなりの実績をあげていると思われる一方で、来てほしいターゲット層である30～40代の経営者がなく、今後は、若手経営者にビジネスサポートセンターの活動内容の周知の必要性と、神岡町のよろず相談とも連携しながら、今後ハイパーカミオカンデ計画もあり、神岡での周知と事業展開の必要性を感じました。神岡商工会議所、古川商工会は新型コロナウイルスによる売上低下による資金繰りや補助金の支援や相談にご尽力いただき感謝するとともに今後も市と連携しながら支援をお願いしたいと思います。現在、ビジネスサポートセンターでは来年度も継続になりま

したし、新型コロナのためか新規事業や商売替えの相談が増えたようです。しっかり応援していきたいと思います。

飛騨市観光協会との意見交換会では、新型コロナウイルスのため主催するイベントのほとんどが中止になり、観光客、宿泊客が激減しているため宿泊、観光業は大変厳しい状況にあり、本年度から経営するまつり会館も大変厳しい状況です。外国人観光客も数年期待できない状態であり、今後、観光資源の開発やリピーターへと結びつくおもてなし活動や観光誘客宣伝の強化など広域で連携しながら協議を重ね対策が必要です。また、会員も減少しており、会員の拡充も必要です。議会としても観光資源の開発や誘客、観光施設の連携などしっかり支援していきたいと考えています。

次に神岡振興事務所にて、ハイパーカミオカンデ計画の説明を受け、6月より地質調査が始まり、年度内にはアクセストンネルと地下空洞の設計及び掘削準備に入るようです。優先交渉権を得るゼネコンも決まり、準備に入っているようです。

工事が始まると市内での滞在需要が増え、活気を期待するところです。行政や各種団体と連携して要請活動など支援していきたいと思います。

農林部より「小径木広葉樹の新しい価値の創造」の取り組みについて説明を受け、飛騨市は93.5パーセントが森林で、そのうち68パーセントが広葉樹です。そのほとんどが小径木であり、そのほとんど95パーセントが安価なチップの材料として流出しており、家具等に利用されているのはわずか5パーセントであり、家具等に使用されていないです。今後、取り組むべき2つの柱として「1、価値ある広葉樹を育てる。2、広葉樹小径木の新しい価値を創造する」を挙げ、アイデアとネットワーク等を活用しながらチップなどより高い価格で販売できるよう取り組んでいます。6月に飛騨地域の関係事業者が集まって「飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアム」が設立され、川上（素材生産者）川中（製材事業者）、川下（木製品製造者）が連携して広葉樹の活用を研究していくことに期待をし、支援をしていきたいと考えます。今月、3月10日にもその研究成果報告会がありました。しっかり応援をしていきたいと思っています。

10月初旬から中旬に行われた市民との意見交換会において市民から出てきました神岡町坂巻地区と古川町太江地区の水道事業問題、サルなどの鳥獣被害問題などの管内事務調査を行い、事務調査においては、サルの被害は特殊なので、現在の鳥獣被害対策補助金にサルの専用対策の柵などを来年度より考えたいとの返答でした。今後も地域と一緒に考えていきたいとのことでした。11月に坂巻地区、太江地区の現地視察を行い、地区住民とお会いし直接お話しを伺うことができました。生活基盤となる水道水について地域住民は不安を抱いている現状があり、老朽化もあり、良質な水道水の安定供給するためのも、維持管理している神岡鋳業株式会社との話し合いが必要ではないかと感じました。しっかり申し送りをしていきたいと思います。

以上をもちまして、産業常任委員会の報告とします。

〔産業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第57 議会改革特別委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、日程第57、議会改革特別委員会調査報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔議会改革特別委員長 野村勝憲 登壇〕

●議会改革特別委員長（野村勝憲）

それでは、今年度実施いたしました議会改革特別委員会の調査結果について、ご報告いたします。

最初に、基本条例の検証について申し上げます。飛騨市議会基本条例第27条及び第28条に基づき、議会活動の評価点検を行いました。第27条は、「議会は議会改革の取り組みを進めるため、本条例に基づく活動について、少なくとも年1回、その評価、点検を行うものとする」と規定しており、その評価・点検については、議会運営委員会が中心となって行うことになっております。

また、第28条には、「必要な場合は条例改正等の措置を講ずるものとする」とあります。今年度、議会改革特別委員会が設置されたことにより、評価・点検を当委員会において行いました。

委員からは、議員専用のメールアドレスなどを設けて市民の声をもっときけるようにしたらどうか、もっと政策について討論すべきである、などの積極的な意見も聞かれました。

点検・評価の結果、当委員会といたしましては、基本的には条文を改正するまでには至らず、「条文に従いこれまでどおり取り組んでいく」という結論に至ったことを議会運営委員会に報告をさせていただきました。

次に申し合わせ事項の見直しを行いました。議員には既に新旧対照表を配布させていただいておりますが、主な見直し事項としては、議案がデータで配布されることとなったため、配布場所や配布時期を見直しました。選挙において、議長に立候補しようとするものの所信表明演説を明文化しました。一般質問のルールについて文言の整理を行いました。その他、言い回しなど軽微な変更を行いました。

また、議員の定数及び報酬については、今任期中の課題として位置づけ、本年度は県内外の状況を調査いたしました。

さらに、議員の兼職・兼業について、議員の寄附行為について、選挙費用の公費負担に

ついて等も調査項目としてあげましたが、これらについては情報収集に留めました。

委員からは、議員報酬や選挙費用の公費負担については、若い年代の立候補に影響を及ぼす一因でもあるので、来年度においても引き続き調査が必要ではないかという意見がありました。

以上、簡単ではありますが、議会改革特別委員会の調査報告とさせていただきます。

〔議会改革特別委員長 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

◆日程第58 公共施設の総合管理調査特別委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

続いて日程第58、公共施設の総合管理調査特別委員会調査報告についてを議題といたします。

公共施設の総合管理調査特別委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔公共施設の総合管理調査特別委員長 前川文博 登壇〕

●公共施設の総合管理調査特別委員長（前川文博）

それでは、公共施設の総合管理調査特別委員会調査報告を行います。今年度実施いたしました公共施設の調査特別委員会では、3件の公共施設について調査検討を行いました。

1つ目は、「ひだ流葉スキー場及び周辺施設について」、2つ目は、「神岡町公民館について」、そして3つ目が「農産物直売所建替計画について」であります。

これらについて、9回の会議を行いました。そのうち1回については、流葉地区へ出向き、関係者の方々から直接意見をいただきました。

最初に「ひだ流葉スキー場及び周辺施設について」報告いたします。本件につきましては、広大な敷地を管理しながら修繕や維持するための多額の経費が必要になっていく中で、直営か指定管理かという問題がありましたが、市では指定管理者制度を採用するとの方向づけをされました。そこで、10月からの指定管理に向け、今後どういった管理がなされていくのか、また、地元の方々はこういった考えをお持ちでいらっしゃるのか、そのあたりも含め調査をいたしました。

まず、7月2日、担当課である商工観光課よりヒアリングを行いました。ヒアリングでは、募集要項に掲げる指定管理料の積算根拠や、今後の修繕費の見込み額、また、広大な敷地に点在するリフトや圧接車等の格納庫、スキー学校等の建物についても、図面を参照しながら現状を詳しく教えていただきました。その中で、2本のリフトの管理につき、指

定管理施設から外れていましたが、委員の指摘から指定管理に含めるようになったことは、思わぬ成果でした。

次に地元の方たちの意見を聞いてみたいということで、7月12日の夜に、伏方公民館に出向き、宿舎を経営されている方6名と、リフト管理に携わっていた方の合計7名の方の出席をいただき、お話を伺いました。

その中では、近年の雪不足に加え、スキー客の減少、修学旅行の取りやめなどのコロナの影響でサッカー客も見込めないなど将来を危惧する声や、流葉スキー場は小さなスキー場ではあるが、パノラマコースやテクニカルコースを備えた魅力的なスキー場なので、どんなかたちであっても残してほしいという切実な声も聞かれました。

また、市が、指定管理者がみつからなければ直営でもやるといってくれたことを歓迎する声もありました。

ひだ流葉スキー場及び周辺施設については、調査後の9月定例会において指定管理者の指定について議案にあがりませんでしたので、当委員会での調査は終了し、あとは常任委員会等での審査を待つということになりました。

次に「神岡町公民館について」報告いたします。商工会議所が指定管理者として管理していたころ、公民館の一室をパソコン教室として中日文化センターへ貸与しました。ご承知のとおり、商工会議所は事務所を移転しましたが、パソコン教室は、現在まで継続して開かれています。

こうした占有使用が公民館の運営上適正なのか、教育委員会に確認する必要があるということで、調査をいたしました。

まず、10月13日、担当課である生涯学習課よりヒアリングを行いました。担当課によると、文部科学省が発出した「公民館の設置及び運営に関する基準」によれば、公民館はみずから講座や講習会を開催するとともに、学校・社会教育団体、NPO、その他の民間団体等と協働して多様な学習機会の提供に努めるよう、加えて地域の実情に応じて弾力的な利用がなされるようにとのことであり、この解釈により許可をしているとのことでした。

また、平成30年には文科省より、公民館での営利事業を禁止するものではないとの通知もあり、最近では柔軟な対応が可能であるという認識でいるとのことでした。

本教室には現在20名弱の受講生があり、生涯学習課としては、神岡唯一のパソコン教室を継続させたい意見があるようでした。

ちなみに当該教室の主宰である高山中日文化センターは、昨年9月をもって閉鎖しており、本社扱いとなっております。

委員からは、他の団体からも占有使用を申し込まれたときはどうするのか、いろんな教室を建物や土地を借りて自前で経営している中、特定の者だけが公民館を利用するのは不公平ではないか、神岡町以外の公民館でも同様の教室を開けるのかといった質問がありました。

担当課からは、現在の教室は、これまでのつながりから継続して貸しているが、他団体へのそういった利用は想定していないとのことでした。

なお、11月20日のヒアリングにおいて、3月末までは現在の教室を継続させたあと、機材等は撤去し、4月からは、新規事業として教育委員会が主催するパソコン教室を立ち上げたい、募集方法は公募とするが、部屋の貸方については検討したいとの回答を得ました。

最後に農産物直売所建替計画について報告します。この計画については、一般質問においても取り上げられた経緯がありますが、もう少し深掘りして調査したいということで調査項目にあげております。

10月13日とことしの2月4日の2回、担当課である農業振興課より、5月の全員協議会での説明後の進捗状況等についてヒアリングを行いました。

最初のヒアリングでは、配置計画平面図を提示しながらの説明がありましたので、国交省の土地や、車の動線についての確認も行いました。

ターゲットとなる客層については、地元の方々を主として対象としているが、観光客など市外の方にも利用していただきたいとのことでした。

また、指定管理料はゼロ円を考えているということでした。

なお、検討委員会については、この時点で開かれておらず、朝開町の建物の取り壊しや跡地利用についても具体的な回答は得られませんでした。

このヒアリングを受け、当委員会では担当課に対し、次の質問に対する回答を文書で提出するよう依頼し、2月4日に再度ヒアリングを行いました。1点目、朝開町農産物直売施設移転後の跡地利用について。2点目、農産物直売施設の検討委員会の開催状況または予定について。3点目、道の駅アルプ飛騨古川の選定に至った経緯。

1つ目の、朝開町の跡地利用については、公有地の拡大の推進に関する法律の適用を受けた土地であり、長期的な活用を前提に、他部署と連携し、状況を見据えながら今後の活用方法を検討していくとの回答でした。

2つ目の検討委員会の開催状況については、アドバイザーや他の農産物直売事業者らと協議し、魅力ある農産物直売所とするための方策を検討する、指定管理者が決まったら可能な範囲で取り組むということで、検討委員会や運営委員会を開催したいという明確な回答は得られませんでした。

3つ目の上町の道の駅を選定した経緯としては、当初同敷地内での建て替えを想定していましたが、同時期に国土交通省から道の駅の敷地の一部について等価交換の話があったので、販売機能、収容能力、敷地利用などを比較して、道の駅への移転が有利であるという結論に至ったとのことでした。

委員からは、指定管理者が決まるのはいつごろかという質問があり、4月から募集し、1カ月くらいで決定すると思うとのことでした。

また、ネーミングやコンセプトの質問に対しては、豊かな森林から流れ出る水で育った

野菜を披露する舞台、オンリーワン、ナンバーワン、市場の市（いち）などの思いを込めて「飛騨いち舞台」をコンセプトにしたいとのことでした。

さらに、道の駅に隣接する商業施設の事業者と連携、協力し、エリア一体として相乗効果を期待するためには、検討委員会を先に開くのが筋ではないのかとの質問には、直売所を実際に運営するのは指定管理者なので、指定管理者が決まってから開くということでした。

そして、朝開町の建物の取り壊しと跡地利用の件については、次に建てる建物によっては補助金の可能性もあるので、計画が決まるまでは建物は残すとの答弁がありました。空き家として残すのであれば、公有地の拡大の推進に関する法律との関係もしっかり確認するよう、委員から指摘がありました。

3月10日、再度委員会を開催いたしました。今定例会の一般質問で、本計画に関する質問があり、運営委員会についても触れられましたが、答弁の内容や、これまでのヒアリングから、当委員会の委員がイメージする運営委員会とは、乖離しているとの意見がありました。

しかしながら、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる「公拡法」による土地利用の制限が一定要件を満たせば用途変更や売却が可能であるという事実は、委員にとって収穫でした。一方で、もっと早くわからなかったのかという意見もあり、ここでも庁内の連絡調整不足を指摘する声がありました。

また、設計予算をすでに議会として認めていることもあり、農産物直売所の移転に反対するものではないが、財政の厳しい時期に、また、公共施設の統廃合を考えなければならぬ時期に、新たに指定管理施設を建設するのは、釈然としないとの意見もありました。

したがって、当委員会の意見としては、今後、示されたスケジュールによって、計画どおり事業が進捗していくのか、事業費がやみくもに増大することがないか、また、何より周囲の事業者や関係者と連携した運営委員会によって、市民の納得する運営がなされていくのか、朝開町の跡地利用も含め、議会として注視する必要があるとの結論に至りました。

また、この新しい農産物直売所が、市民が気軽に立ち寄ることができ、飛騨市の産業の発信の場となるよう、かつ、アフターコロナのシンボリック施設となるよう期待するとの声がありました。

以上、公共施設の総合管理調査委員会の調査報告といたします。

〔公共施設の総合管理調査特別委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで公共施設の総合管理調査委員会の調査報告を終わります。

◆日程第59 発議第1号 飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について

◎議長（葛谷寛徳）

引き続き、日程第59、発議第1号、飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 前川文博 登壇〕

●議会運営委員長（前川文博）

発議第1号、飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則について。飛騨市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和3年3月19日提出。提出者、飛騨市議会、議会運営委員会委員長、前川文博。

提案理由、標準市議会規則の一部改正に倣い改正を行うものです。最終ページの要旨をごらんください。改正の理由。全国市議会議長会が定める標準市議会会議規則の改正に倣い、本市議会会議規則の改正を行う。2、改正の内容。（1）本会議や委員会への欠席事由の明文化。女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るもの。（2）市議会に対する請願に係る署名押印の見直し。行政手続き等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うもの。3、施行日、公布の日。以上です。

〔議会運営委員長 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後１時３０分からといたします。

（ 休憩 午前１１時２９分 再開 午後１時３０分 ）

◆再開

◎副議長（澤史朗）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に葛谷寛徳議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第１ 議長の辞職の件について

◎副議長（澤史朗）

追加日程第１、議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（野村賢一）

それでは朗読いたします。

飛騨市議会副議長、澤史朗様。飛騨市議会議長、葛谷寛徳。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

◎副議長（澤史朗）

お諮りいたします。

葛谷寛徳議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、葛谷寛徳議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

◆休憩

◎副議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時33分 再開 午後1時33分 ）

◆再開

◎副議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

葛谷議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

○13番（葛谷寛徳）

昨年の3月に議長を拝命して以来、1年間、このコロナ禍の中において、飛騨市のイベントや行事が一部中止されましたけれども、市当局の積極的なコロナ対策をしていただき、また議会も特別委員会を立ち上げて対応してまいりました。新年度は、コロナ後を見据えた意欲的な予算が組まれていますので、大いに期待をしていきたいと思っております。この1年間、議会の議員の皆様方、また都竹市長はじめ職員の皆さま方にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

〔13番 葛谷寛徳 着席〕

◆休憩

◎副議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時34分 再開 午後1時56分 ）

◆再開

◎副議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うこ

とに決定しました。

◆追加日程第2 議長選挙

◎副議長（澤史朗）

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（澤史朗）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（澤史朗）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（澤史朗）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（澤史朗）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（澤史朗）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（澤史朗）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（澤史朗）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（澤史朗）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票ゼロであります。有効投票数のうち、澤議員7票、前川議員5票、籠山議員1票、以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、私、澤が議長に当選となりました。

それでは、私から発言をさせていただきます。議長席を離れることができませんので、この場で失礼し、挨拶をさせていただくことをお許し願いたいと思います。

ただいまの議長選におきましては、多くの皆様からの信任をいただき、光栄に思うのと同時に身の引き締まる思いでございます。議員の皆様からのご助言をいただきながら、議会運営が円滑に進められますよう精進してまいります。副議長としての任を終え、これから議長として務めさせていただくわけですが、皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で議長の選挙を終わります。

ただいまの議長選挙により、これまで副議長を務めておりました私が議長に選ばれたことにより、本来でしたら、副議長辞職の件を日程に追加するところではありますが、これを省略いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◆追加日程第3 副議長の選挙

これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（澤史朗）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（澤史朗）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（澤史朗）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（澤史朗）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（澤史朗）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

〔立会人着席〕

◎議長（澤史朗）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち、住田議員8票、徳島議員3票、前川議員1票、籠山議員1票。以上のおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、住田議員が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました住田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

ただいま副議長に選出いただきました住田でございます。職の重責をしっかりと務められるようがんばっていきたくと思っています。市が掲げています誰もが心豊かにくらするまちの実現に向けて、議会としての役目をしっかりと行い、また澤議長をお支えし、議会の円滑な遂行に務めてまいりたいと思います。どうぞ引き続き皆様よろしくお願ひい

たします。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時18分 再開 午後2時28分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたとおり、追加日程第4、常任委員の選任から追加日程第9、各種委員の選任についてまでを日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、追加日程第4から追加日程第9までを追加日程とすることに決定いたしました。

◆追加日程第4 常任委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し、正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第といたします。委員会室においてははじめに総務常任委員会を開催していただき、終了後に産業常任委員会を開催していただきたいと思っております。また、委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって総務常任委員会は徳島議員、産業常任委員会は野村議員に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時29分 再開 午後2時55分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には8番、徳島議員、同じく副委員長には2番、水上議員、産業常任委員長には11番、籠山議員、同じく副委員長には4番、上ヶ吹議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第5 議会運営委員会委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、2番、水上議員、5番、井端議員、8番、徳島議員、11番、籠山議員、12番、高原議員、13番、葛谷議員、以上6名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長まで報告願います。会議室は、委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。よって、8番、徳島議員に委員長の職務をお願いします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後2時57分 再開 午後3時17分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告をいたします。議会運営委員長には13番、葛谷議員、同じく副委員長には2番、水上議員が選出されまし

た。

以上、報告いたします。

◆追加日程第6 発議第2号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（澤史朗）

追加日程第6、発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。
説明を求めます。

〔議会運営委員長 葛谷寛徳 登壇〕

●議会運営委員長（葛谷寛徳）

発議第2号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

1、名称、広報広聴特別委員会。

2、目的、飛騨市議会基本条例（飛騨市条例第28条）第7条第4項の規定に基づき、令和3年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画及び運営。

3、委員定数、7名。

4、継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査、及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

令和3年3月19日提出。提出者、議会運営委員会委員長、葛谷寛徳。

〔議会運営委員長 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ないようですので、討論を終結いたします。葛谷議会運営委員長から提出されました広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。したがって議会だよりの編集及び意見交換会を開催するため、7人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

広報広聴特別委員会の委員の選任につきましては委員会条例第8条第1項の規定によ

り1番、小笠原議員、2番、水上議員、3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員、5番、井端議員、7番、住田議員、8番、徳島議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長、副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また、委員長が決まるまで年長の委員であります徳島議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は広報広聴特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時22分 再開 午後3時29分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開します。

広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長に7番、住田議員、同じく副委員長には1番、小笠原議員が選任されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第7 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長（澤史朗）

追加日程第7、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙を議題といたします。古川国府給食センター利用組合議会議員の住田清美議員、澤史朗議員、井端浩二議員、小笠原美保子議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので、選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2条の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選は議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。古川

国府給食センター利用組合議会議員に、1番、小笠原議員、3番、谷口議員、7番、住田議員、11番、籠山議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、1番、小笠原議員、3番、谷口議員、7番、住田議員、11番、籠山議員を古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(澤史朗)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました1番、小笠原議員、3番、谷口議員、7番、住田議員、11番、籠山議員が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました1番、小笠原議員、3番、谷口議員、7番、住田議員、11番、籠山議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆休憩

◎議長(澤史朗)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後3時32分 再開 午後3時34分)

◆再開

◎議長(澤史朗)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第8 議案第69号 飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて

◎議長(澤史朗)

追加日程第8、議案第69号、飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

はじめに、地方自治法第117条の規定により9番、前川文博議員の退席を求めます。

[9番 前川文博 退席]

◆休憩

◎議長(澤史朗)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後3時35分 再開 午後3時35分)

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第69号についてご説明を申し上げます。

下記の者を飛騨市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

選任者について申し上げます。氏名は前川文博。住所、生年月日等はお配りした議案のとおりでございます。提案の理由は、辞任による選任であります。以上よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

〔9番 前川文博 入場〕

（ 休憩 午後3時38分 再開 午後3時42分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第9 各種委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第9、各種委員の選任を議題といたします。

各種委員の選任は、ただいまお手元にお配りいたしました飛騨市議会役員編成表及び各種委員会等名簿のとおりといたします。

休憩中に葛谷議会運営委員長から発議第3号、議員定数等特別委員会設置に関する決議が提出されました。

また、各常任委員会、議会運営委員会から、委員会において審査あるいは調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第10 発議第3号 議員定数等特別委員会設置に関する決議

◎議長（澤史朗）

追加日程第10、発議第3号、議員定数等特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

説明を求めます。

〔議会運営委員長 葛谷寛徳 登壇〕

●議会運営委員長（葛谷寛徳）

発議第3号、議員定数等特別委員会設置に関する決議。次のとおり議員定数等特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、議員定数等特別委員会。
- 2、目的、飛騨市議会議員の定数等に関する調査研究。

3、委員定数、7人。

4、継続期間、委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

令和3年3月19日提出。提出者、議会運営委員会委員長、葛谷寛徳。

〔議会運営委員長 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（澤史朗）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結し採決をいたします。葛谷議会運営委員長から提出されました議員定数等特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。したがって飛騨市議会議員の定数等に関する調査研究を行うため、7人の委員で構成する議員定数等特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議員定数等特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により2番、水上議員、4番、上ヶ吹議員、5番、井端議員、8番、徳島議員、10番、野村議員、11番、籠山議員、13番、葛谷議員の以上、7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議員定数等特別委員会を開催され、委員長副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。また委員長が決まるまで年長の委員であります野村議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は、議員定数等特別委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時47分 再開 午後3時56分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議員定数等特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたのでご報告いたします。議員定数等特別委員長には5番、井端議員、同じく副委員長には10番、野村議員が選任されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第11 閉会中の審査の申し出について（総務常任委員会）
から

追加日程第13 閉会中の審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（澤史朗）

続いて追加日程第11から追加日程第13までを一括議題といたします。

お諮りをいたします。

閉会中の継続調査の申し出については、お手元に配付いたしました申出書のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。今議会2月26日から22日間にわたりまして、一般会計、特別会計の補正予算、条例制定・改正、令和3年度予算、指定管理者の指定など多数の案件につきまして、丁寧かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきまして可決のご決定をいただきました。誠にありがとうございました。本会議ならびに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につきましては、これまで同様しっかりと整理をし、受け止めさせていただいたうえで、今後の市政運営にいかしてまいりたいと考えております。また、各種の答弁等におきまして、申し上げた事項につきましても進捗状況を管理しながら実施に向けて取り組んでまいります。

また葛谷寛徳前議長、澤史朗前副議長におかれては、1年間大変お世話になりありがとうございました。また新たに就任されました澤史朗議長、住田清美副議長ならびに各委員長等にご就任されました議員の皆様方には心よりお祝いを申し上げます。今後の議会運営においてお世話になりますけれども、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

なお、新型コロナウイルスにつきましては、飲食店の時短要請等が解除された3月8日から約2週間が経過したところでございます。新規感染者も落ち着きを見せているようではございますけれども、気を緩めれば第4波もあり得るという状況だと認識をしています。このような状況を乗り切るためにもワクチン接種をできるだけ早く進める必要がございます。以前として、国や県からの情報は断片的でございます、ワクチン配給状況の見通しが十分にはたっていない状況ですけれども、コールセンターの設置や接種券の送付など準備には万全を期していきたいと思っております。

また古川祭・神岡祭の実質的な中止が発表されまして、他の祭礼等についても縮小等が予想されており、経済への影響等が懸念されています。引き続き市内経済の状況を注視しつつ、必要な対策は迅速に講じてまいる所存であり、場合によっては、予算の追加等をお願いする場合もあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

これから年度末を迎えまして、季節の変わり目ともなります。議員各位におかれましては、ご自愛いただきますとともに引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図っていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言が終わりました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは本日の会議を閉じ、令和3年2月26日から22日間にわたりました令和3年第1回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後4時00分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会新議長

澤史朗

飛驒市議会旧議長

葛谷寛徳

飛驒市議会旧副議長（臨時議長）

澤史朗

飛驒市議会議員（3番）

谷口敬信

飛驒市議会議員（4番）

上ヶ吹豊孝